

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

被告代理人の立場に立って、別紙1(訴状)、別紙2(甲第1号証の特許登録原簿謄本)、別紙3(甲第2号証の特許公報)、別紙4(被告代表者丙川二郎の言い分)に基づいて、別紙5(答弁書)の空欄1から3までに記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在の法令と、現在存在するすべての判例を前提に起案してください。

注2 この問題の事例は、架空の事案であり、実際の事件ではありません。

問2 小問

(1) Aは、平成23年9月1日、Bとの間で、Aの保有する甲特許権を1000万円でBに売る旨の売買契約を締結した。この契約において、売買代金の支払期日は9月30日と定められ、甲特許権のBへの移転登録は9月8日に完了した。Aは、9月9日、この契約に基づく売買代金債権をCに譲渡(以下「第1譲渡」という。)すると共に、9月12日、同じ売買代金債権をDに譲渡(以下「第2譲渡」という。)した。

以上の事実に加え、下記ア、イの設問に固有の事実が存在することを前提として、これらの設問に対し、法的根拠を示しながら答えてください。

ア 第1譲渡につき、Cは、9月9日、Aから債権を譲り受けた旨の通知書を内容証明郵便にてBに宛てて送付し、この通知書は9月12日にBに到達した。また、第2譲渡につき、Aは、9月12日、Dに債権を譲り渡した旨の通知書を普通郵便にてBに宛てて送付し、この通知書は9月13日にBに到達した。

9月30日、CとDの双方が、Bに対して債権譲渡に基づく1000万円の支払を請求した場合、Bは、C、Dのいずれに支払うべきか。

イ Aは、第1譲渡につき、9月12日、Cに債権を譲り渡した旨の通知書を内容証明郵便にてBに宛てて送付し、この通知書は9月15日にBに到達した。また、Aは、第2譲渡につき、9月13日、Dに債権を譲り渡した旨の通知書を内容証明郵便にてBに宛てて送付し、この通知書は9月14日にBに到達した。

9月30日、CとDの双方が、Bに対して債権譲渡に基づく1000万円の支払を請求した場合、Bは、C、Dのいずれに支払うべきか。

(2) 甲は乙に対し、特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。甲は、訴状において、①乙が対象製品を製造販売したこと、②対象製品が甲の特許権（以下「本特許権」という。）に係る発明の技術的範囲に属すること、③乙が対象製品を製造販売した期間、甲が本特許権を保有していたこと、④当該乙の行為によって甲が被った損害の額を主張するとともに、⑤本特許権侵害は、乙の故意によるものであることを主張した。乙は答弁書において、①から④について「認める」と述べたが、⑤については、特許権侵害が故意によるものでないことを積極的に主張し、これに関する多数の証拠を提出した。裁判所は、特許権侵害は乙の故意によるものでないとの心証に達したまま、口頭弁論を終結した。

以上の事実を前提とし、下記ア、イの設問に対し、法的根拠を示しながら答えてください。

ア 本件訴訟の訴訟物たる実体法上の法的権利は何か。権利根拠規定を挙げて答えよ。

イ 甲の本件訴訟上の請求は認められるか。

(別紙1)

訴 状

平成23年8月1日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎 ㊟

同 弁理士 乙 野 花 子 ㊟

〒104-0000 東京都中央区銀座9丁目8番7号

原 告 甲山製鉄株式会社

上記代表者代表取締役 甲 山 一 郎

〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関4丁目3番2号

甲野法律事務所 (送達場所)

電 話 03-3581-0000

FAX 03-3582-0000

原告訴訟代理人

弁 護 士 甲 野 一 郎

〒160-0000 東京都新宿区新宿8丁目7番6号

乙野特許事務所

電 話 03-3654-0000

FAX 03-3655-0000

原告訴訟代理人

弁 理 士 乙 野 花 子

〒135-0000 東京都江東区東雲3丁目4番5号

被 告 丙川鉄鋼株式会社

上記代表者代表取締役 丙 川 二 郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 〇〇〇〇万円

貼用印紙額 〇〇〇〇〇円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙被告物件目録記載の受金具を製造し、販売してはならない。
- 2 被告は、前項の受金具を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、金5000万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、製鉄及びこれに関連する事業を行う株式会社である。
- (2) 被告は、建設工具等の金属製品の製造販売を行う株式会社である。

### 2 本件特許権及び原告による実施

- (1) 原告は、下記の特許権（以下「本件特許権」という。）を有している（甲第1号証）。

特許番号 特許第370〇〇〇〇号

発明の名称 ステップ用具

出願日 平成12年4月13日

登録日 平成17年12月1日

- (2) 本件特許権に係る特許請求の範囲の請求項1（以下、これに係る発明を「本件発明」という。）は特許公報（甲第2号証）に記載のとおりであり、これを構成要件に分説すると次のようになる。なお、明細書記載の符号を括弧内に付した（甲第2号証【0005】段落を参照）。

- A 上向きに開口している凹部（2 a）と、左右両端部において後方向きに突出している屈曲部（2 B、2 B）とを有し、前記屈曲部の後端（2 b、2 b）を建築用鉄骨などに固着することができる固着部材（2）と、
- B 帯板が環状に形成されてなり、その一部に前後方向に貫通する貫通穴（3 a）を有するステップ部材（3）と、
- C 前記ステップ部材の後方側端面に予め固着されている本体部（4 a）と、この本体部の左右両端から後方向きに突出する突部（4 b、4 b）とからなり、前記本体部（4 a）は前記貫通穴（3 a）に連通する連通穴（4 c）を有しており、前記突部（4 b、4 b）は前記屈曲部（2 B、2 B）の左右外側端面を挟持する間隔に形成されている回転止め部材（4）と、
- D 前記固着部材（2）の内径よりも略小径の頭部（5 a）を有し、胴体部（5 b）が前記貫通穴（3 a）と前記連通穴（4 c）とに挿通されているボルトと、前記ボルトの胴体部に螺合されるナット（5 c）からなる固定用部材（5）とを備えており、
- E 建築用鉄骨などに固着された前記固着部材の凹部（2 a）に前記ボルトの胴体部（5 b）を嵌入した後、前記ナット（5 c）を締め付けることにより、前記ステップ部材（3）を建築用鉄骨などに固定することを特徴とする
- F ステップ用具。

なお、以下では、本件発明の構成要件 A の「固着部材（2）」に相当する部材を「受金具」、本件発明の構成要件 B の「ステップ部材（3）」、構成要件 C の「回転止め部材（4）」及び構成要件 D の「固定用部材（5）」で構成される部分に相当する部分を「ステップ本体」と呼ぶこととする。

- (3) 本件発明は、上記構成を有することにより、回転止め部材を溶接する場合に比して着脱が容易であり作業性が高められること、作業員が把持容易で

あり足を安定させることもできるから、滑ったりすることなく高所にて作業する場合の問題点も解消されること、利便性が高いこと、外すのに熔断機等を必要としないこと、経済的な使用が可能であること、等の作用効果を奏する。

- (4) 原告は、平成13年9月より現在に至るまで、本件発明の実施品であるステップ用具（以下「原告ステップ用具」といい、これを構成するステップ本体及び受金具を、それぞれ「原告ステップ本体」及び「原告受金具」という。）を製造、販売しており、また、原告受金具のみの製造、販売もしている。

### 3 被告などの行為

- (1) 被告は、平成18年8月頃から現在まで、形状及び寸法が原告受金具と同一である別紙被告物件目録記載の受金具（以下「被告受金具」という。）を製造し、建設現場において鉄骨作業等を行う建設業者（以下「本件建設業者ら」という。）に対して販売している。
- (2) 本件建設業者らは、平成18年8月頃から現在まで、被告受金具を建築用鉄骨に固着し、原告ステップ本体と組み合わせ、原告ステップ本体のナットを締め付けることにより、原告ステップ本体を建築用鉄骨に固定させて使用している（以下、被告受金具を原告ステップ本体と組み合わせた構成を「本件ステップ用具」という。）。

### 4 本件ステップ用具の構成要件該当性

- (1) 被告受金具の構成は、別紙被告物件目録に記載したとおり、
- a 上向きに開口している凹部と、左右両端部において後方向きに突出している屈曲部とを有し、前記屈曲部の後端を建築用鉄骨などに固着することができる固着部材である。
- (2) また、原告ステップ本体は、本件特許権に係る明細書の実施例におけるステップ部材、回転止め部材及び固定用部材と全く同一の構成を有しており、

別紙原告ステップ本体説明書のとおり、

- b 帯板が環状に形成されてなり、その一部に前後方向に貫通する貫通穴を有するステップ部材と、
- c 前記ステップ部材の後方側端面に予め固着されている本体部と、この本体部の左右両端から後方向きに突出する突部とからなり、前記本体部は前記貫通穴に連通する連通穴を有しており、前記突部は前記屈曲部の左右外側端面を挟持する間隔に形成されている回転止め部材と、
- d 前記固着部材の内径よりも略小径の頭部を有し、胴体部が前記貫通穴と前記連通穴とに挿通されているボルトと、前記ボルトの胴体部に螺合されるナットからなる固定用部材とを備えている。

(3) 本件ステップ用具、即ち被告受金具と原告ステップ本体とを組み合わせた構成は、前記 a～d の構成を備え、かつ、

- e 建築用鉄骨などに固着された前記固着部材の凹部に前記ボルトの胴体部を嵌入した後、前記ナットを締め付けることにより、前記ステップ部材を建築用鉄骨などに固定することを特徴とする
- f ステップ用具との構成を有している。

(4) 対比

本件ステップ用具の構成 a～f は、本件発明の構成要件 A～F と全く同一であり、作用効果も同一であるから、本件ステップ用具は本件発明の技術的範囲に属する。

5 間接侵害

前記のとおり、被告受金具は本件建設業者らが原告ステップ本体と組み合わせて本件ステップ用具として使用しているところ、本件建設業者らが被告受金具と原告ステップ本体とを組み合わせる行為は、本件ステップ用具の生産に該

当する。被告受金具には他に用途はなく、かつ、本件ステップ用具は本件発明の技術的範囲に属するから、被告受金具を製造販売する行為は特許法第101条第1号により本件特許権の侵害とみなされる。

#### 6 消尽に関する被告主張について

訴訟前の交渉において被告は、本件建設業者らが本件ステップ用具を組み立てる行為について、いわゆる消尽により適法である旨主張していたため、念のためこれについて反論しておく。

被告の主張は、要するに、本件発明の実施品として原告が販売した原告ステップ用具については、本件特許権はその目的を達成したものとして消尽しており、かかる原告ステップ用具の一部である原告ステップ本体を被告受金具と組み合わせる行為について原告は本件特許権を行使できない、という趣旨と理解される。

しかし、消尽が認められるのはあくまでも原告が譲渡した製品すなわち原告ステップ用具そのものに限られるのであるから、その一部である原告ステップ本体を利用して製造された本件ステップ用具について消尽は認められない。

以上より、被告の消尽の主張は失当である。

#### 7 損害額

(省略)

#### 8 総括

(省略)

以上

#### 証 拠 方 法

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 甲第1号証 | 特許登録原簿謄本 |
| 2 甲第2号証 | 特許公報     |

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	訴状の写し	5通
3	甲号証の写し	各6通
4	資格証明書	2通
5	訴訟委任状	2通
6	特定侵害訴訟業務付記証書（写し）	1通

(別紙)

## 被 告 物 件 目 録

### 1 物品名

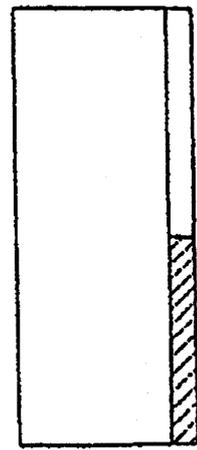
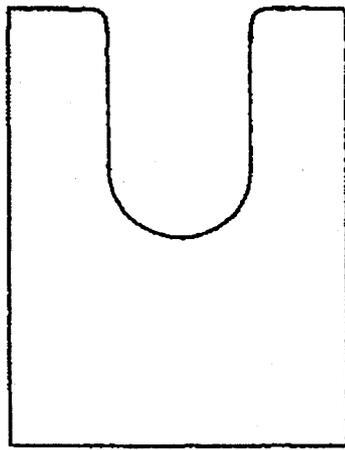
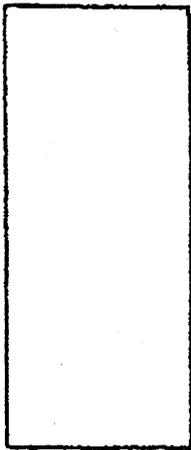
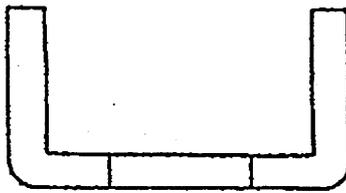
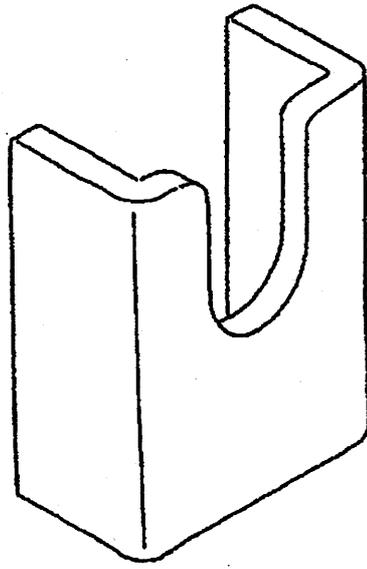
受金具

### 2 形態（次頁の図面のとおり）

- ① 左右両端部から後方に向けて屈曲部を有する略コ字形端面を有し、
- ② 中央部には、上向きに開いた凹部が形成されている。
- ③ 受金具の凹部はU字形であって、上端が隅丸に面取りされている。

### 3 構成

上向きに開口している凹部と、左右両端部において後方向きに突出している屈曲部とを有し、前記屈曲部の後端を建築用鉄骨などに固着することができる固着部材である。



(別紙)

## 原告ステップ本体説明書

(省略)

(別紙 2)  
甲第1号証

特

特許第 3 7 0 〇 〇 〇 〇 号

表 示 部			
表示番号 (付記)	登 録 事 項		
1番	出願年月日	平成12年 4月13日	出願番号 2000-000000
	査定年月日	平成17年 7月 7日	請求項の数 1
	発明の名称	ステップ用具	
特 許 料 特 記 録 部			
特許料			
1年分	金額 14100円	納付日 平成 17年 8月24日	2年分 金額 14100円 納付日 平成17年 8月24日
3年分	金額 14100円	納付日 平成 17年 8月24日	4年分 金額 19300円 納付日 平成20年11月 4日
5年分	金額 19300円	納付日 平成 21年11月10日	6年分 金額 19300円 納付日 平成22年11月12日
甲 区			
順位番号 (付記)	登 録 事 項		
1番	東京都中央区銀座9丁目8番7号		甲山製鉄株式会社
(以下余白)			

平成23年7月14日

- 1 -

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12)

特許公報 (B2)

(11) 特許番号

特許第 3700000 号

(P370—)

(45) 発行日 平成 18 年 2 月 15 日 (2006. 2. 15)

(24) 登録日 平成 17 年 12 月 1 日 (2005. 12. 1)

(51) Int.Cl.

F1.

E06C 9/04

E04G 3/08

請求項の数 1 (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願 2000-000000 (P2000-000000)

(22) 出願日 平成 12 年 4 月 13 日 (2000.4.13)

(65) 公開番号 特開 2001-000000 (P2001-000000A)

(43) 公開日 平成 13 年 10 月 31 日 (2001.10.31)

審査請求日 平成 14 年 8 月 2 日 (2002.8.2)

(73) 特許権者 000000000

甲山製鉄株式会社  
東京都中央区銀座 9 丁目 8 番 7 号(72) 発明者 甲山 一郎  
東京都中央区銀座 9 丁目 8 番 7 号

(74) 代理人 弁理士 乙野 花子

審査官 特許 太郎

(56) 参考文献 特開平 0-00000 (JP, A)  
特開平 0-00000 (JP, A)

(54) 【発明の名称】 ステップ用具

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上向きに開口している凹部と、左右両端部において後方向きに突出している屈曲部とを有し、前記屈曲部の後端を建築用鉄骨などに固着することができる固着部材と、

帯板が環状に形成されてなり、その一部に前後方向に貫通する貫通穴を有するステップ部材と、

前記ステップ部材の後方側端面に予め固着されている本体部と、この本体部の左右両端から後方向きに突出する突部とからなり、前記本体部は前記貫通穴に連通する連通穴を有しており、前記突部は前記屈曲部の左右外側端面を挾持する間隔に形成されている回転止め部材と、

前記固着部材の内径よりも略小径の頭部を有し、胴体部が前記貫通穴と前記連通穴とに挿通されているボルトと、前記ボルトの胴体部に螺合されるナットからなる固定用部材とを備えており、

建築用鉄骨などに固着された前記固着部材の凹部に前記ボルトの胴体部を嵌入した後、前記ナットを締め付けることにより、前記ステップ部材を建築用鉄骨などに固定することを特徴とするステップ用具。

【発明の詳細な説明】

【0001】

**【発明の属する技術分野】**

本発明は、ビルの建設現場や作業場等において、鉄骨組段階における昇降作業用のステップを確保するために仮設されるステップ用具に関するものである。

**【0002】****【従来の技術】**

ビルディングや工場等の建築中には、鉄骨を立設した後、順次組立を進める作業が伴うものであるが、高所作業には足場確保のために仮設のステップを設ける必要がある。このステップ用具としては、ロッドの一端を鉄骨の側面に対し水平となるよう溶接して固定することにより、足場を確保することが広く行われている。

**【0003】****【発明が解決しようとする課題】**

しかし、前記手段は鉄骨の側壁よりロッドが突出するだけであり、足を載せたり把持するのに困難が伴い、滑り易いという問題点があると共に、突出量が大きく、作業終了後取付基端を熔断して除去しなければならない課題がある。

**【0004】**

本発明は、上記課題に鑑みてなされたもので、建造物に対する着脱が容易で、取付後に足を安定性よく載せることができ、かつ、確実に把持可能であると共に、作業終了後後続する作業に支障ない程度に簡単に除去可能なステップ用具を提供することを目的としている。

**【0005】****【課題を解決するための手段】**

上記目的を達成するため、本発明に掛かるステップ用具は、①上向きに開口している凹部(2a)と、左右両端部において後方向きに突出している屈曲部(2B, 2B)とを有し、前記屈曲部の後端(2b, 2b)を建築用鉄骨などに固着することができる固着部材(2)と、②帯板が環状に形成されてなり、その一部に前後方向に貫通する貫通穴(3a)を有するステップ部材(3)と、③前記ステップ部材の後方側端面に予め固着されている本体部(4a)と、この本体部の左右両端から後方向きに突出する突部(4b, 4b)とからなり、前記本体部(4a)は前記貫通穴(3a)に連通する連通穴(4c)を有しており、前記突部(4b, 4b)は前記屈曲部(2B, 2B)の左右外側端面を挟持する間隔に形成されている回転止め部材(4)と、④前記固着部材(2)の内径よりも略小径の頭部(5a)を有し、胴体部(5b)が前記貫通穴(3a)と前記連通穴(4c)とに挿通されているボルトと、前記ボルトの胴体部に螺合されるナット(5c)からなる固定用部材(5)とを備えており、⑤建築用鉄骨などに固着された前記固着部材の凹部(2a)に前記ボルトの胴体部(5b)を嵌入した後、前記ナット(5c)を締め付けることにより、前記ステップ部材(3)を建築用鉄骨などに固定するようにしている。

**【0006】**

ここで、前後左右は、上下方向に立設される建築用鉄骨などを前にした場合の方向を意味する。また、固定用部材は、ボルトとナットとで構成されており、ボルトの胴体部にネジ溝を設けておき、これにナットを螺着させれば良い。

**【0007】**

### 【実施例】

以下、本発明の一実施例を図面に基づいて説明する。

この発明に係るステップ用具 1 は、建造物の仮設足場が組まれる前に、鉄骨を伝って上下するための足場として使用されるもので、図 1 に示すように、固着部材 2、ステップ部材 3、回転止め部材 4、及び六角ボルトとナットからなる固定用部材 5 を備えてなり、本例ではビルディングの建築現場に立設された断面口型の鉄骨 7 に複数個が固着される構成となっている。なお、図 1 は、固着部材 2 とステップ部材 3 等とが分離された状態を示している。

#### 【0008】

前記固着部材 2 は、図 1 に示すように、固着部材本体 2A の上部を U 字状に切欠いて上向き凹部 2a を形成すると共に両側部を後方に屈曲して屈曲部 2B、2B とした断面コ字状で鋼鉄材からなる。そして、この固着部材 2 は、上向き凹部 2a を上向きにし、上記鉄骨 7 の側壁 7a に両屈曲部の後端面 2b、2b を溶接して、上下方向に複数個を強固に固着している。

#### 【0009】

ステップ部材 3 は、矩形状で、一枚又は複数枚の帯板から形成される。なお、このステップ部材 3 は、矩形に限るものではなく、方形や円形あるいは台形でもよい。そして、上記のように形成されたステップ部材 3 は、長辺の一方の中央に貫通穴 3a を穿設して固定用部材 5 を挿通せしめ、偏平な上面が靴を載せられる足載面 3b とされると共に、他方の長辺側が手で握り易い把持部 3c となっている。上記回転止め部材 4 は、断面コ字状に形成されてステップ部材 3 の回動を防止するもので、本体部 4a と、本体部 4a の左右から後方向きに突出する突部 4b、4b とで構成されている。ここで、突部 4b、4b の内側端面の間隔は、固着部材 2 の屈曲部 2B の外側端面の間隔より僅かに大きくされている（図 3）。また、図 2 及び図 3 に示すように、本体部 4a の中央には連通穴 4c が貫通されており、この連通穴 4c をステップ部材 3 の貫通穴 3a と一致させて、ステップ部材 3 の後方側端面に本体部 4a を接着剤で固着して、ステップ部材 3 と回転止め部材 4 を一体化している。なお、回転止め部材 4 の突部 4b、4b に歪みや破損が生じた場合に、回転止め部材 4 をステップ部材 3 から取り外して交換できるようにするため、固着のための接着剤は溶剤に浸すことによって溶解できるものとするのが望ましい。

#### 【0010】

なお、上記固定用部材 5 は、固着部材 2 の内径よりも横幅が略小径の、即ち、固着部材 2 における両屈曲部 2B、2B の内壁面の間隔よりも少し小径の六角形となっている頭部 5a を有し、ネジ溝を有して頭部 5a に接続される胴体部 5b を有するボルトと、ボルトの胴体部 5b の他端部に螺入されるナット 5c とで構成されている。つまり、頭部 5a 及び胴体部 5b からなる六角ボルトと、ナット 5c とによって固定用部材 5 を構成している。

#### 【0011】

しかして、上記ステップ用具 1 の取付けに際しては、予め鉄骨 7 の側壁 7a に作業員 8 が上がり易い間隔を開けて上下に亘り固着部材 2 を必要数だけ溶接により固着しておく。勿論、建築現場にて所要の間隔をあけて溶接により適宜固着してもよい。そして、作業に応じて

足場が必要となったとき、立設される前の鉄骨7あるいは既に立設された鉄骨7の上下方向にステップ部材3を装着する。この際は、予め、回転止め部材4の連通穴4cの方から六角ボルトを挿通してステップ部材3の前方に突出した胴体部5bに座金6を挿入した後、ナット5cを螺入して緩やかに仮止めしておく。続いて、各固着部材2の内側に六角ボルトの頭部5aを嵌入し、上向き凹部2aにボルト本体を掛止した状態で、ナット5cを増締することにより、図2および図3に示す如くステップ部材3が鉄骨7に対し水平かつ平行となるようステップ用具1を固着する。このような取付作業は、立設された鉄骨7を上りながら順次上方に向かって進めることも可能であり、取付後は、図4に示すように、複数個のステップ用具1が上下方向に列設され、タラップ状になる。

#### 【0012】

これにより、作業員8が高所で作業する場合は、取付けと共に作業を開始することができる。また、既設の場合は、低所からタラップを上る如くにこれらのステップ用具1を利用できるものである。そしてこの上り下りに際しては、矩形で上面がフラットの足載面3bに作業員の足8bを載せられるもので安定性がよく、しかもステップ部材3は環状であるから作業員の手8aによる把持が容易で安全性も高められるものである。

#### 【0013】

##### 【発明の効果】

以上説明したように、本発明に係るステップ用具は、固着部材を建造物の上下方向に固着しておき、この固着部材にボルトを介して環状のステップ部材を連結するようになっているので、回転止め部材を建造物に溶接する場合に比して着脱が容易であり、作業性が高められる。また、ステップ部材は環状で足載面を設けているので、作業員が把持容易であり、足を安定させることもできるから、滑ったりすることなく高所にて作業する場合の問題点も解消される。さらに、ステップ部材のみ取り外して固着部材を残しておくことも可能であるから、仮設足場として用いる場合に限らず、必要に応じて装着可能であり、利便性が高いといった効果がある。

#### 【0014】

作業が終了したり他の強固な足場枠が組立てられたりしたときは、上から順次ナットを緩めながらステップ部材を外しながら下りることができ、外すのに、熔断機等を必要としない。

#### 【0015】

また、回転止め部材がステップ部材から取り外し可能となっていることから、回転止め部材の突部に歪みや破損が生じた場合でも、回転止め部材をステップ部材から取り外して交換することでステップ用具の使用を継続でき、経済的な使用が可能である。

##### 【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の一実施例に係るステップ用具の斜視図

【図2】同一部を断面で示した側面図

【図3】同平面図

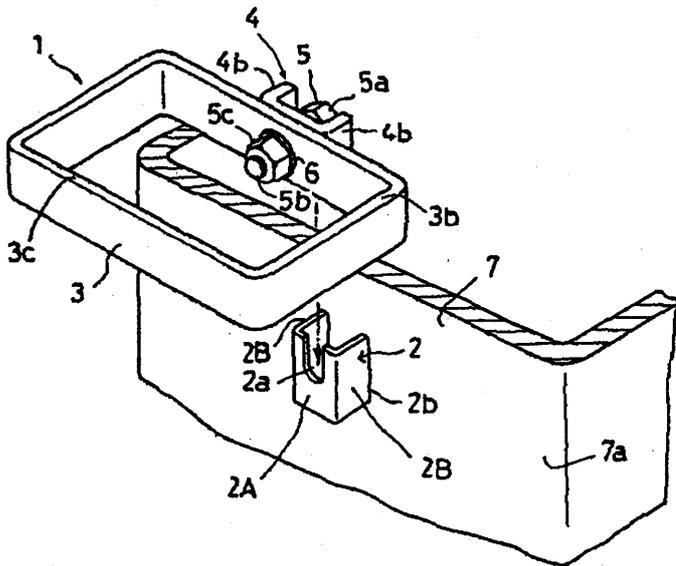
【図4】使用状態の説明図

(5)

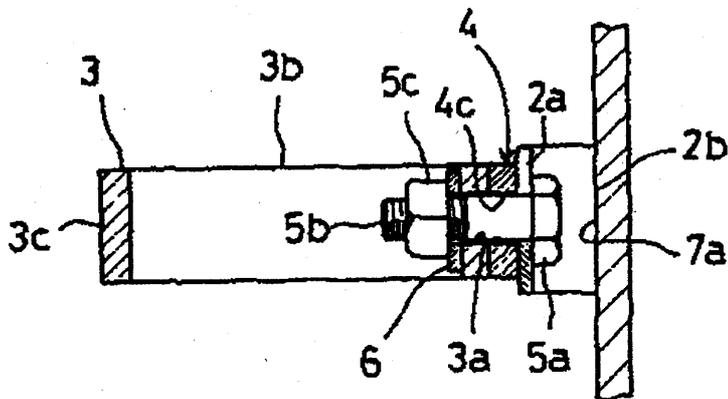
【符号の説明】

- 1 ステップ用具
- 2 固着部材
- 2a 凹部
- 3 ステップ部材
- 4 回転止め部材
- 4a 本体部
- 4b 突部
- 5 固定用部材
- 6 座金
- 7 建造物(鉄骨)

【図1】

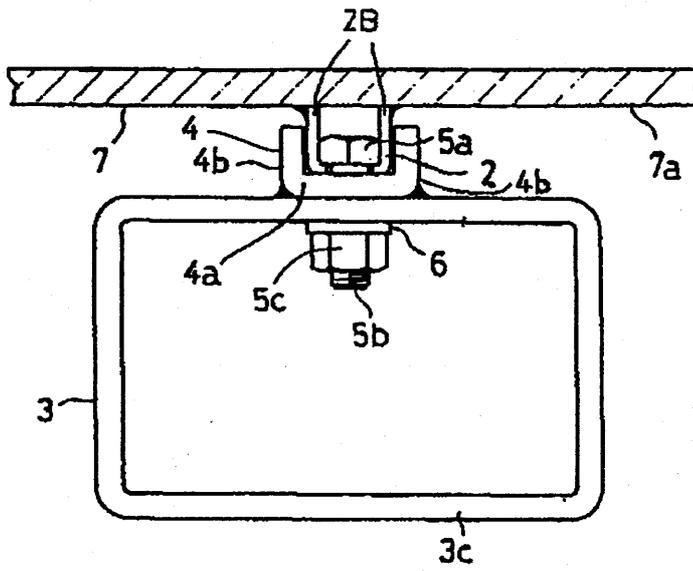


【図2】

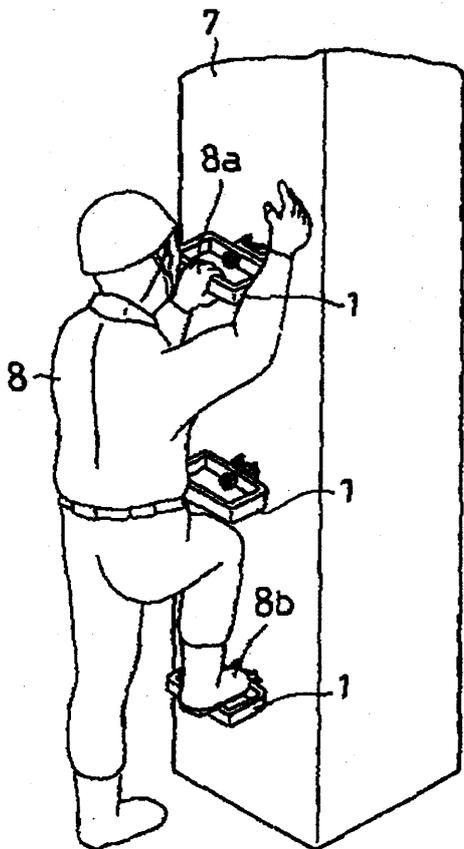


(6)

【図3】



【図4】



## 被告代表者丙川二郎の言い分

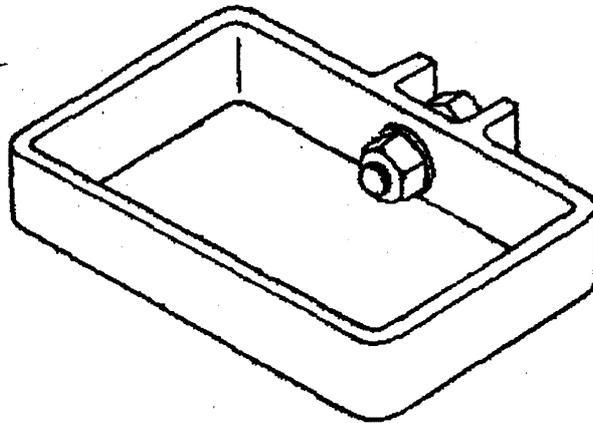
- 1 本年3月に警告書が来た案件について、いよいよ訴状が届きました。
- 2 原告は平成13年9月からステップ本体と受金具を製造販売していましたが、弊社は原告の特許のことを知らなかったため、平成18年8月から原告の受金具と全く同形の受金具を製造販売しています。そして、弊社の受金具を購入した建設業者は、それを原告のステップ本体と組み合わせて使用してきました。弊社の受金具と原告のステップ本体の形状は訴状の別紙のとおりであり、弊社の受金具と原告のステップ本体とを組み合わせた構成（訴状でいう「本件ステップ用具」）が原告の特許の範囲に入ることは争いようのないところです。

しかし、ステップ用具というものは、ステップ本体は何度も繰り返し使用されるのに対して、受金具は一回だけの使用が予定されている使い捨て品となっています。受金具は建築用鉄骨に溶接されて使用されるものですから、一度使用されると再利用されることはありません。これに対して、ステップ本体の方は、使用後はナットを緩めるだけで簡単に受金具から取り外せて、何度も繰り返し再使用できます。価格も、原告のステップ用具が1個当たり5万円であるのに対し、原告の受金具は1個当たり500円に過ぎません。ちなみに、弊社の受金具は、原告のステップ本体や後述する己谷建材株式会社のステップ本体に取り付けて使う部材として市販されています。

- 3 原告は、弊社の受金具が原告のステップ本体にだけ使用されているように言っていますが、これは間違いです。平成19年3月から、大手建設材料メーカーである己谷建材株式会社が、独自に開発したステップ本体の販売をしています。従って、平成19年3月以降は、弊社の受金具は原告のステップ本体だけでなく、己谷建材のステップ本体とも組み合わせて使用されるようになっていきます。

己谷建材のステップ本体の図面及び説明は別紙（答弁書の別紙と同じもの）のとおりです。私は特許に詳しくありませんが、原告の公報の図面と比較しますと、①2枚の帯板を溶接してステップ部材としていること、②ステップ部材が全体として口の字形でなく台形状となっていること、それに③タラップ部材の帯板の両端部を外側に折り曲げて回転を止める部材にしていること、の3点が相違しているように思います。

- 4 原告からの警告書に対して、己谷建材が独自のステップ本体を販売していること、そして己谷建材のステップ本体と公報の図面との間では前記の①～③の相違があることを回答したところ、その後、原告は電話で、「③が仮に本件発明と異なる構成であるとしても、均等侵害である」と言ってきました。原告は訴状でこの主張をしていませんが、早くこの訴訟を終わらせたいので、原告に先んじて、原告ステップ本体と己谷建材のステップ本体が均等物であるとの主張が通らないことを答弁書で主張しておいて下さい。なお、ご参考までに、原告が出願する前の類似技術についてお話しします。まずステップ本体については、下の図のように、一対の突部がステップ部材に直接溶接されているものが原告の出願前から広く販売されていました。



また、このステップ本体と組み合わせるための受金具も出願前から存在しており、寸法は異なりますが、その形状は原告の受金具と全く同じものでした。

- 5 この裁判に負けるわけにはいきませんので、よろしく申し上げます。

以上

平成23年(ワ)第10000号 特許権侵害差止等請求事件

原告 甲山製鉄株式会社

被告 丙川鉄鋼株式会社

答 弁 書

平成23年10月1日

東京地方裁判所民事第46部A係 御中

〒105-0000 東京都港区虎ノ門6丁目7番8号

丁原法律事務所(送達場所)

電話 03-3621-0000

FAX 03-3622-0000

被告訴訟代理人

弁 護 士 丁 原 三 郎

〒140-0000 東京都品川区品川1丁目2番3号

戊原特許事務所

電話 03-3790-0000

FAX 03-3791-0000

被告訴訟代理人

弁 理 士 戊 原 花 美

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

### 1 当事者

請求の原因1（当事者）は認める。

### 2 本件特許権及び原告による実施

請求の原因2（本件特許権及び原告による実施）(1)、(2)、(4)は認め、(3)は本件発明の特許公報にかかる記載があることは認める。

### 3 被告などの行為

(1) 請求の原因3（被告などの行為）(1)は認める。

(2) 同(2)については、本件建設業者らが、平成18年8月頃から平成19年2月までの間、被告受金具を原告ステップ本体と組み合わせ、原告ステップ本体のナットを締め付けることにより、原告ステップ本体を建築用鉄骨に固定させて使用していたことは認め、その余は否認する。後記のとおり、平成19年3月より訴外己谷建材株式会社（以下「訴外己谷建材」という。）は別紙別用途ステップ本体説明書記載のステップ本体（以下「別用途ステップ本体」という。）を製造し、本件建設業者らに対して販売しており、本件建設業者らは、平成19年3月以降、被告受金具を原告ステップ本体との組み合わせで使用する場合と、別用途ステップ本体との組み合わせで使用する場合がある。

### 4 本件ステップ用具の構成要件該当性

請求の原因4（本件ステップ用具の構成要件該当性）は認める。

### 5 間接侵害

請求の原因5（間接侵害）は否認する。理由は後述する。

### 6 消尽

請求の原因6（消尽に関する被告主張について）は、被告が訴訟前の交渉において、本件ステップ用具を組み立てる行為についていわゆる消尽により適法である旨主張したことは認め、その余は否認ないし争う。理由は後述する。

### 7 損害額

請求の原因7（損害額）については、（省略）。

## 8 総括

請求の原因8（総括）については争う。

## 第3 被告の主張

### 1 間接侵害について

#### (1) 文言侵害について

訴外己谷建材は、平成19年3月より別用途ステップ本体を製造販売しており、これ以降、被告受金具には、原告ステップ本体と組み合わせるほか、別用途ステップ本体と組み合わせるといふ他の用途が生じた。被告受金具を別用途ステップ本体と組み合わせたもの（以下「別用途ステップ用具」という。）の構成と本件発明の構成要件との対比は以下のとおりである。

（空欄1）

以上のように、別用途ステップ用具は本件特許権を文言侵害していない。

#### (2) 均等侵害について

原告は訴訟前の交渉において、「タラップ部材の帯板の両端部を外側に折り曲げて回転を止める部材にしている点が、仮に本件発明と異なる構成であるとしても、均等侵害である」旨を主張していたことから、念のため、均等侵害を考慮しても別用途ステップ用具が本件特許権の侵害とならないことについて付言しておく。

均等侵害が成立するためにはいわゆる均等の5要件が満たされる必要があるところ、別用途ステップ用具については、以下のとおり、少なくともいわゆる均等の第1要件（特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品等と異なる部分が特許発明の本質的部分ではないこと）が満たされない。

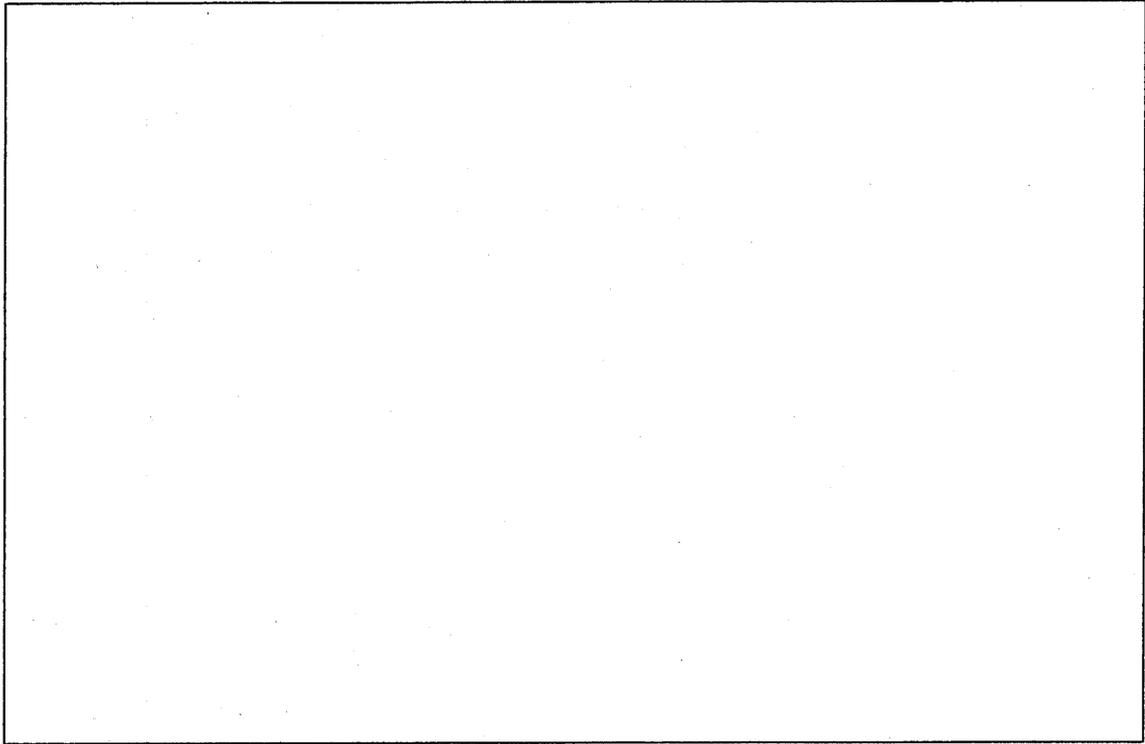
(空欄2)

以上のように、別用途ステップ用具はいわゆる均等の第1要件を充足しないから、均等侵害にも当たらず、均等論上技術的範囲に属しない別用途ステップの生産にのみ用いるものについて本件特許権の間接侵害が成立する余地もない。

よって、少なくとも平成19年3月以降、被告受金具について特許法第101条第1号の要件は充足されない。

## 2 消尽について

(空欄3)



3 なお、上記の被告主張に関する証拠、及びさらなる被告の主張については、追って提出する。

以上

添付書類

(省略)

(別紙)

## 別用途ステップ本体説明書

別用途ステップ本体は、次頁の斜視図に示すとおり、タラップ部材、補強板、突部、ボルト、及びナットから構成される。なお、次頁の底面図、正面図、右側面図及び平面図では、ボルト及びナットは省略している。

タラップ部材は帯板からなり、上辺の中央部が開口する台形状に形成されている。また、補強板も帯板からなり、前記開口を塞ぐように前記上辺内面に重ねて溶接固定されている。そして、前記タラップ部材と前記補強板とによって、ステップ部材が構成される。

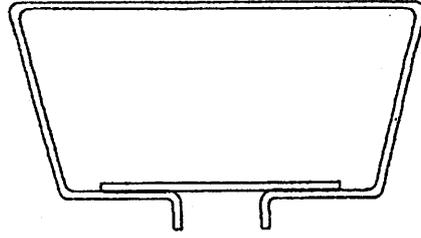
また、前記タラップ部材の帯板の開口両端部は外側に曲折されて一对の突部を形成し、この一对の突部は受金具の左右外側面を挟持する間隔に形成されて回転止め部を構成する。

さらに、前記補強板の前記開口部に対応する部分には前後方向に貫通する貫通穴が形成されており、ボルトの胴体部が嵌入され、さらにその胴体部にはナットが螺合されている。なお、ボルトの頭部は受金具の内径よりもやや小さい。

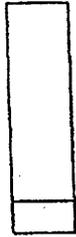
底面圖



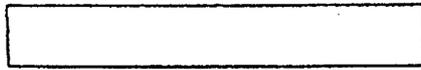
正面圖



右側面圖



平面圖



斜視圖

